

居宅療養費管理指導サービスコード表(H30.4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
31	1111	医師居宅療養管理指導ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度) (1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	507単位	1回につき	
31	1113	医師居宅療養管理指導ⅠⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483単位		483
31	1115	医師居宅療養管理指導ⅠⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合	442単位		442
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ		(一)単一建物居住者が1人の場合	294単位		294
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	284単位		284
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合	260単位		260
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507単位	507	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483単位	483	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442単位	442	
31	1221	薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合 (1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度) (2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	558単位	558	
31	1222	薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	658	
31	1251	薬剤師居宅療養ⅠⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	414単位	414	
31	1252	薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	514	
31	1244	薬剤師居宅療養ⅠⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合	378単位	378	
31	1245	薬剤師居宅療養ⅠⅢ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	478	
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(一)単一建物居住者が1人の場合	507単位	507	
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	607	
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ		特別な薬剤の場合	+100単位	607	
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	607	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ		(二)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	376単位	376	
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	476	
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ		特別な薬剤の場合	+100単位	376	
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	476	
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ		(三)(一)及び(二)以外の場合	344単位	344	
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	444	
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ		特別な薬剤の場合	+100単位	344	
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬		特別な薬剤の場合	+100単位	444	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者1人の場合	537単位	537	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	483単位	483	
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442単位	442	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回限度)	(1)単一建物居住者1人の場合	355単位	355	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	323単位	323	
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	295単位	295	
31	1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402単位	402	
31	1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看		准看護師が行う場合	× 90%	362	
31	1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362単位	362	
31	1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看		准看護師が行う場合	× 90%	326	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%	加算		
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算		
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算		

※へ 看護職員が行う場合(1)(2)については、平成30年9月30日で廃止

介護予防居宅療養管理指導サービスコード表(H30.4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位												
種類	項目																
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合 507単位	507	1回につき										
34	1113	予防医師居宅療養Ⅱ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 483単位	483												
34	1115	予防医師居宅療養Ⅲ		(三)(一)及び(二)以外の場合 442単位	442												
34	1112	予防医師居宅療養ⅡⅠ		(2)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合 294単位	294											
34	1114	予防医師居宅療養ⅡⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 284単位	284												
34	1116	予防医師居宅療養ⅡⅢ		(三)(一)及び(二)以外の場合 260単位	260												
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507単位	507											
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483単位	483											
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442単位	442											
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合 558単位	558	特別な薬剤の場合 +100単位	658									
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 414単位	414	特別な薬剤の場合 +100単位	514									
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅱ			(三)(一)及び(二)以外の場合 378単位	378	特別な薬剤の場合 +100単位	478									
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 507単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	507	特別な薬剤の場合 +100単位	607								
34	1271	予防薬剤師居宅療養Ⅲ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	507	特別な薬剤の場合 +100単位	607								
34	1272	予防薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬				(二)単一建物居住者2人以上9人以下の場合 376単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	376	特別な薬剤の場合 +100単位	476							
34	1223	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	376単位	特別な薬剤の場合 +100単位	476									
34	1224	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬							(三)(一)及び(二)以外の場合 344単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	344	特別な薬剤の場合 +100単位	444				
34	1255	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ												がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	344	特別な薬剤の場合 +100単位	444
34	1256	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬															
34	1225	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ							(2)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	483単位	483						
34	1226	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬											(3)(1)及び(2)以外の場合	442単位	442		
34	1253	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ	(1)単一建物居住者1人の場合	355単位	355												
34	1254	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬					(2)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	323単位	323								
34	1273	予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ									(3)(1)及び(2)以外の場合	295単位	295				
34	1274	予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402単位	402	准看護師が行う場合 × 90%									362		
34	1275	予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ					(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362単位	362	准看護師が行う場合 × 90%						326	
34	1276	予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬									特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回限度)	(1)単一建物居住者1人の場合	355単位	355											
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ					(2)単一建物居住者2人以上9人以下の場合	323単位	323								
34	1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ									(3)(1)及び(2)以外の場合	295単位	295				
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402単位	402									准看護師が行う場合 × 90%	362	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ					(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362単位	362	准看護師が行う場合 × 90%							326
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ									特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
34	1261	予防看護職員居宅療養Ⅰ	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算													
34	1262	予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算									
34	1263	予防看護職員居宅療養Ⅱ									特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
34	1264	予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算													
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算									
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算									特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算													

※へ 看護職員が行う場合(1)(2)については、平成30年9月30日で廃止